

【別紙】

10月6日公告の「測量業務（4件）」に関する開札事務について

1. 開札事務の運用について

本発注（対象案件：案件A、案件B、案件C、案件D）は、同一の入札参加者が複数の案件を重複して落札することを防ぐため、「一抜けの方式」を適用する。

2. 開札及び落札候補者決定の優先順位

測量業務（4件）の開札は、以下の優先順位に従って順次行う。

1. 【優先順位 1】小坪分署建設に伴う測量業務委託（案件A）
2. 【優先順位 2】緑地法面防護工事に伴う測量業務委託（桜山5丁目地内）（案件B）
3. 【優先順位 3】緑地法面防護工事に伴う測量業務委託（池子3丁目地内）（案件C）
4. 【優先順位 4】緑地法面防護工事に伴う測量業務委託（桜山公園）（案件D）

※優先順位の高い案件の開札において落札候補者（保留となった第1順位の者）として決定された者は、それ以降の優先順位の低い案件の入札においては、無効とする。

（入札への参加（または応札）を無効として処理し、有効な入札としては取り扱わない）

3. 落札候補者が辞退した場合の処理（次順位者の繰り上げ）

優先順位の高い案件の落札候補者が、資格審査等の結果において失格、または落札候補を辞退した場合は、当該案件の次順位者（第2順位者）を新たな落札候補者として繰り上げる。

4. 繰り上げに伴う重複時の優先ルール

前項の規定により次順位者が落札候補者に繰り上がった際、その者が既に別の（優先順位の低い）案件の落札候補者となっていた場合は、以下の通り処理する。

- 「優先順位の高い案件」への決定を優先する。
- 当該事業者は、先に落札候補者となっていた「優先順位の低い案件」の資格を失う。
（無効として扱う）
- 資格を失った「優先順位の低い案件」においては、さらにその案件の次順位者を落札候補者として繰り上げる。